#### 臨床における倫理的課題への対応方針

#### 1. 医療・ケアの決定について

医療・ケアに関する様々なことを決定していくときは、医師等の医療従事者が適切に情報の提供と説明を行い、患者さんが多職種から構成される医療チームと十分な話し合いを持ったうえで、患者さんによる意思決定を基本とします。患者さんの意思の確認ができない場合でも、可能な限り患者さんの参加を求めるとともに、以下のガイドライン等に従って、患者さんにとって最善の方針を決定していきます。

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

「救急・集中治療における終末期医療に関するガイドライン」

「集中治療領域における終末期患者家族のこころのケア指針|

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

# 2. 終末期医療について

- 1)がんや慢性疾患等については、当院が定める「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセス」に従って、医師等の多職種から構成される医療・ケアチームが患者さんへ適切な情報の提供と説明を行い、患者さんによる意思決定を基本として行います。
- 2) 急性期(救急・集中治療)については、「救急・集中治療における終末期医療に関するガイドライン」に従って、集中治療室等で治療されている急性重症患者に対し適切な治療を尽くしても救命の見込みがないと判断される時期に、医師等の多職種から構成される医療チームが患者さんやご家族にとって最善の意思決定ができるように支援を行います。
- 3)終末期の家族ケアについては、「集中治療領域における終末期患者家族のこころのケア指針」等に従って、支援を行います。

### 3. 身体行動の制限(身体拘束)について

当院が定める「身体行動制限(リスクマネジメントマニュアル)」に従って、患者さんの人権の尊重、安全を考慮し、「緊急・やむを得ない場合の例外3原則」に基づき多職種で適応を検討し、患者さんへ最大限の配慮を行いながら、最も制限のない方法・最短期間で慎重に行います。

# 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

- ①切迫性:患者さん又は、他の患者さん等の生命又は、身体が危険にさらされる可能性 が著しく高いこと
- ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- ※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要

### 4. 虐待について

児童虐待、配偶者からの暴力、高齢者虐待及び障害者虐待並びにその疑いがある患者 さんの場合には、当院が定める「虐待等対応マニュアル」に従って対応します。

#### 5. 輸血拒否について

輸血拒否患者さんの治療を行う場合には、患者さんの意思を尊重し、「誓約書」を 得て無輸血療法を行います。疑義のある場合や生命の危険が迫ったときなどは、病院 長又は当該診療科長の判断に従って対応します。

### 6. 遺伝学的検査、診療について

遺伝学的検査、診療については、「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」等に従って、遺伝情報の特性に十分留意し、配慮したうえで、適切かつ効果的に実施します。

# 7. がん・生殖医療について

がん治療を最優先にすることを前提として、希望をもってがん治療等に取り組めるように、患者さんが子供をもち、育てることを支援します。

「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」等に従って、多職種で支援を行います。

#### 8. その他の倫理的課題について

診療における倫理的課題が発生した場合は、当院が定める「臨床倫理運用フロー」に 従って対応し、迅速な対応が必要な場合には、多職種から構成された臨床倫理コンサル テーションチームで適切に検討を行います。

### <ガイドライン等の策定・改定情報>

- ・人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン (厚生労働 省 H30.3 改)
- ・救急・集中治療における終末期医療に関するガイドライン~3 学会からの提言~(日本 救急医学会・日本集中治療医学会・日本循環器学会 H26.11.4)
- ・集中治療領域における終末期患者家族のこころのケア指針(日本集中治療医学会 H23.5.26)
- ・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉 部長通知 H29.3.31 障発 0331 第 15 号)
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(厚生労働省 H30.6)
- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (厚生労働科学特別研究事業 R1.5)

- ・身体拘束ゼロへの手引き(厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」H13.3)
- ・医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン (日本医学会 R4.3 改)
- ・小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン(日本癌治療学会 2017 年版

令和6年1月24日 病院運営審議会制定